

大阪における大都市制度の制度設計 に関する私見

土居 丈朗

(慶應義塾大学経済学部)

<http://web.econ.keio.ac.jp/staff/tdoi/>

現在の政令市制度はよい制度か？

- 広域的行政について、都道府県で担うべきか政令指定都市で担うべきかの吟味が不十分（現行法令上、一律的に政令市に権限移譲）
 - 大阪の事情だけを反映して現行の政令指定都市制度を修正するのは容易ではない（他の政令市は異なる事情を有する）
 - 政令指定都市下の行政区には、条例制定権や課税自主権がない → 一般市よりも多くの人口・広い地域を包含する政令市内で画一的な扱いになり、オーダーメイドの地方自治が実現しにくい
- 現行の政令指定都市制度に囚われない制度設計を考える価値がある

府市再編による効果

- コスト削減額の正確さだけが焦点ではない
- コストをかけるに値するメリットも合わせて議論を
- 府市再編によるメリットとして、特別区設置によりオーダーメイドの地方自治が可能になることは極めて大きい
- 各特別区で、税負担を実質的に下げたいなら下げてもよいし、負担を増やして施策を充実したいならそうしてもよい

実質的な課税自主権の発揮

- 各特別区では、住民のニーズに沿って、実質的な税負担を独自に変えることが可能
- 現行法令下で標準税率未満の課税が自由にできないとはいえ、一旦課税しながら、給付や補助金などの形で住民に金銭的に還元すれば、特別区で実質的な「減税」は独自に可能
- もちろん、実質的な「増税」(＝超過課税)は現行法令下で可能
- 将来的には、地方税法等の改正も視野に、現行法では標準税率未満となるような税率引下げによって税負担を軽減することも検討すればよい

歳出のメリハリづけ

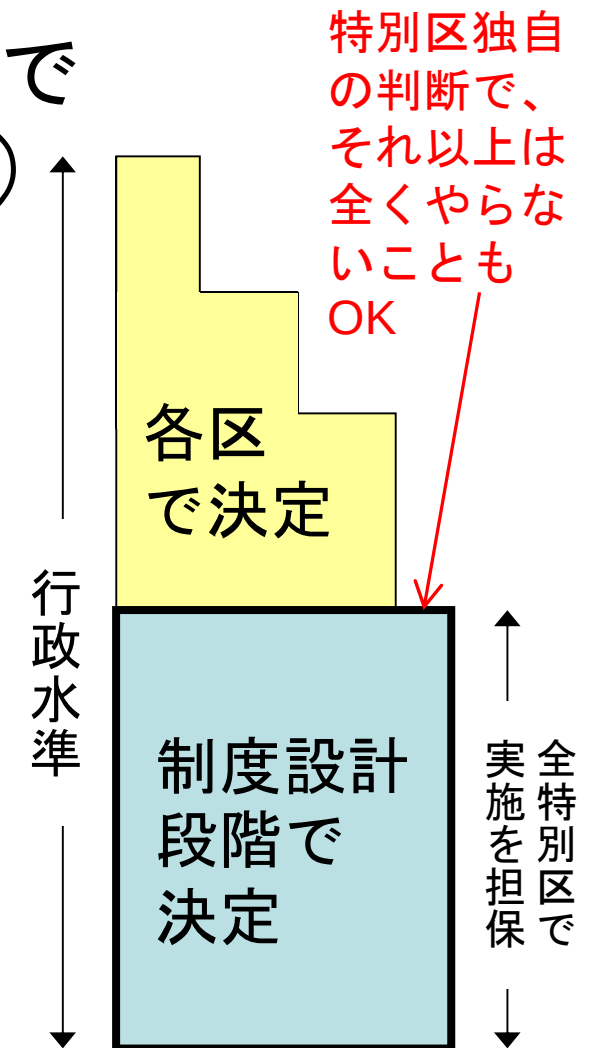
- 現行の政令指定都市下での行政区では、（他の行政区にはない）独自の給付や補助金などは、事実上不可能。（当該区以外の代表もいる大阪市議会で認められない限り、特例的な対応は原則として認められない）
- 府市再編により、各特別区において、区議会で可決されれば、独自の施策の実施が可能に
- 住民にとって、他の区では有用でも当該区では無駄と思われる支出や優先順位の低い支出を削り、有用な支出に重点配分が可能に

特別区が担う事務の設計

- 現在大阪市で行う任意事業（法令で定められた以上の上乗せ・横出し）
→ これが修正なく特別区にも引き継がれることを前提としない
- どの特別区でも実施を担保する事務 → 制度設計段階で財源や実施体制を検討

❌任意部分は、各特別区の裁量に

- この部分は、一旦ゼロベースで見直すことにする
(コスト削減対象に)



大阪版「都区協議会」のあり方

- 東京都の例を見ると、将来的に都と区の利害が対立しそうな案件は、未然に対立を回避できるように制度設計する必要
- 特に、調整財源を巡っては、東京都では対立の焦点に。その背景には、特別区の都への依存傾向があるように思われる
- 特別区重視の仕組みとし、特別区が自律的に諸問題を解決することを基本原則とする
- 例えば、財源不足に直面すれば、広域自治体にその補填を依存するのではなく、特別区が共同して経費削減や増税で対応することも